

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込・円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 大阪市役所 本庁舎空調和機修繕	05 給排水衛 生冷暖房工事	新晃アトモス株式会社	1,760,000	令和6年7月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	総務事務システム用オン ラインタイムレコーダ長期 借入(継続借入)	26 OA機器・用 品	三菱HCキャピタル株 式会社	16,709,880	令和6年9月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G7	-
3	令和6年度大阪市役所本 庁舎ターボ冷凍機修繕(そ の2)	05 給排水衛 生冷暖房工事	荏原冷熱システム株式 会社	1,287,000	令和6年9月17日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎空気調和機修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、空気の温度・湿度・清浄度を調整する空気調和機の部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎の空気調和機は、新晃工業株式会社の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、新晃工業株式会社から空気調和設備及び機器の整備・保守更新工事にかかる取扱業務を移管されている新晃アトモス株式会社のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 案件名称

総務事務システム用オンラインタイムレコーダ長期借入（継続借入）

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社

3 随意契約理由

オンラインタイムレコーダについて、平成30年9月から借入を行っており、令和5年9月から再リースを行っている。また、うち10台については令和5年9月から新規借入を行っているところである。当該機器はいずれも問題なく稼働していることに加え、運用保守についても業務に支障なく対応されていることから、継続して使用することについては問題ないと認められる。継続借入を行うことにより、新規調達よりも安価に調達することが可能であるため、当該事業者を相手方として特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2058）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎ターボ冷凍機修繕（その2）

2 契約の相手方

荏原冷熱システム株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷房設備において、冷房するための冷水を作り出すターボ冷凍機が経年劣化により不具合が生じているので、部品交換等を行い性能の回復を行うものである。

本庁舎のターボ冷凍機は荏原冷熱システム株式会社の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、荏原冷熱システム株式会社のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）